

# 平成 29 年度 生駒市の障がい者福祉の取り組みについて

## 1 第 5 期生駒市障がい者福祉計画の策定

平成 27 年度から 3 ヶ年の計画として実施している「第 4 期生駒市障がい者福祉計画」が平成 29 年度で終了することから、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する「市町村障害者計画」及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 2 第 1 項に規定する「市町村障害児福祉計画」として、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 ヶ年を計画期間とした「第 5 期生駒市障がい者福祉計画」を策定します。

## 2 地域生活支援拠点事業

障がい者の重度化・高齢化、「親亡き後」に備えて、重度の障がい者や一人暮らしの障がい者等が地域生活の上で必要な生活の体験や緊急的支援などが受けられるよう、地域生活支援拠点の整備を行い支援体制の構築を行います。

## 3 空き家を利用したグループホームの建設・改修補助事業

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、グループホームの設置を促進するため、社会福祉法人等が空き家を活用してグループホームを開設する際に、消防設備や防犯カメラの設置やバリアフリー等の改修に要する費用を補助します。

## 4 重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業

意思の疎通が困難な知的・発達・重度の身体障害者その他の障がい者が医療機関に入院した場合に、円滑な診療行為を行うことができるよう、当該障がい者との意思の疎通に熟練した者を派遣し、医療従事者等との意思疎通を支援します。

## 5 福祉センター改修・設備事業

福祉センター利用者の安全確保とバリアフリーの対応のため、経年劣化した施設の修繕と備品の交換などを計画的に行います。

## 6 障がい者理解・啓発に関する事業

市内障害者通所施設を利用している障がい者に対して、昨年度実施した障がい者差別に関するアンケートの結果から、当事者の困ったこと等の声をまとめた冊子を作成し、市民の方や支援者等に対して、障がい者理解のための啓発活動を行います。